

○江別市環境基本条例
平成11年12月24日条例第23号
江別市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第10条—第24条）

第4章 環境審議会（第25条）

附則

私たちの郷土江別は、石狩平野の中央部に位置し、原始林と石狩川にいだかれ、その恵み豊かな自然は、私たちに四季折々の季節感を与えてくれている。私たちは、良好な環境のもと、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを深く認識し、郷土の環境、そして人類の生存基盤である地球の環境を保全することの大切さを学ぶとともに、社会経済活動や都市のあり方、生活様式を問い直し、環境に配慮した新たな社会をつくりあげていかなければならない。このような認識のもとに、環境の保全及び創造を重視し、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよい江別を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境へのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、その日常生活において資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境

の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 動植物の生育環境等に配慮し、生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて保全すること。

(3) 身近な自然を確保するとともに、個性豊かな都市景観の創造など、潤いと安らぎのある良好で快適な環境を創造すること。

(4) 環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用等を促進すること。

(5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境管理計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項を定める環境管理計画えべつアジェンダ21（以下「環境管理計画」という。）を推進するものとする。

2 市長は、環境管理計画を変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、江別市環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境管理計画を変更したときは、これを公表するものとする。

(公表)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の内容を公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することができるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康及び生活環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者との協定の締結)

第12条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び公害の防止を図るために、特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減等に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体」という。）の活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するために必要があるときは、適正な支援等その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第14条市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源リサイクル等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造について理解を深めるために、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育等」という。）の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第17条 市は、事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、第16条に規定する環境教育等の推進及び前条に規定する自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施及び監視等の体制整備)

第19条 市は、環境の保全及び創造に資するため、環境の状況の調査研究に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、健全な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制整備に努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第20条 市は、事業者がその事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(意見の反映及び環境推進員)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、市民の意見の反映等に資するため、環境推進員を置くものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全等の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国及び他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第25条 環境の保全及び創造について調査審議するため、江別市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第2項、第25条、附則第2項の第19条第2項の改正規定及び第4章の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

(江別市公害防止条例の一部改正)

2 江別市公害防止条例（昭和49年条例第4号）の一部を次のように改正する。目次中「第4章公害対策審議会（第42条—第49条）」を「第4章削除」に改める。第2条第1項を次のように改める。この条例において「公害」とは、江別市環境基本条例（平成11年条例第23号）第2条第3号に規定する公害をいう。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第19条第2項中「江別市公害対策審議会」を「江別市環境審議会」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第42条から第49条まで 削除